第 10 章　被扶養者について

「被扶養者」とは、主として組合員の収入により生計を維持し、かつ、組合員と一定の親族の関係にある者をいいます。

被扶養者として認定されると、保険料を負担することなく医療保険制度に加入していることとなり、組合員は家族療養費等の給付を受けることができます。

被扶養者については、身分関係の確認及び扶養の事実、扶養をしなければならない理由等の審査を行い、要件を満たしている限り認定となります。

認定された場合も、組合員は被扶養者の居住地、勤務状況、収入状況など常に要件を満たしているか確認し、要件を欠いた際は速やかに取消の手続きを行う必要があります。

また、被扶養者が 75 歳に到達した場合、誕生日から後期高齢者医療広域連合による後期高齢者医療制度の適用を受けることになるため、被扶養者の資格を失います。この場合、取消の手続きは必要ありませんが、資格確認書等は、速やかに共済組合へ返納してください。

１　被扶養者の認定要件

共済組合の被扶養者認定要件は、給与条例上（扶養手当）や所得税法上（扶養控除）の扶養親族の要件とは異なります。

ｉ　被扶養者の範囲（身分要件）

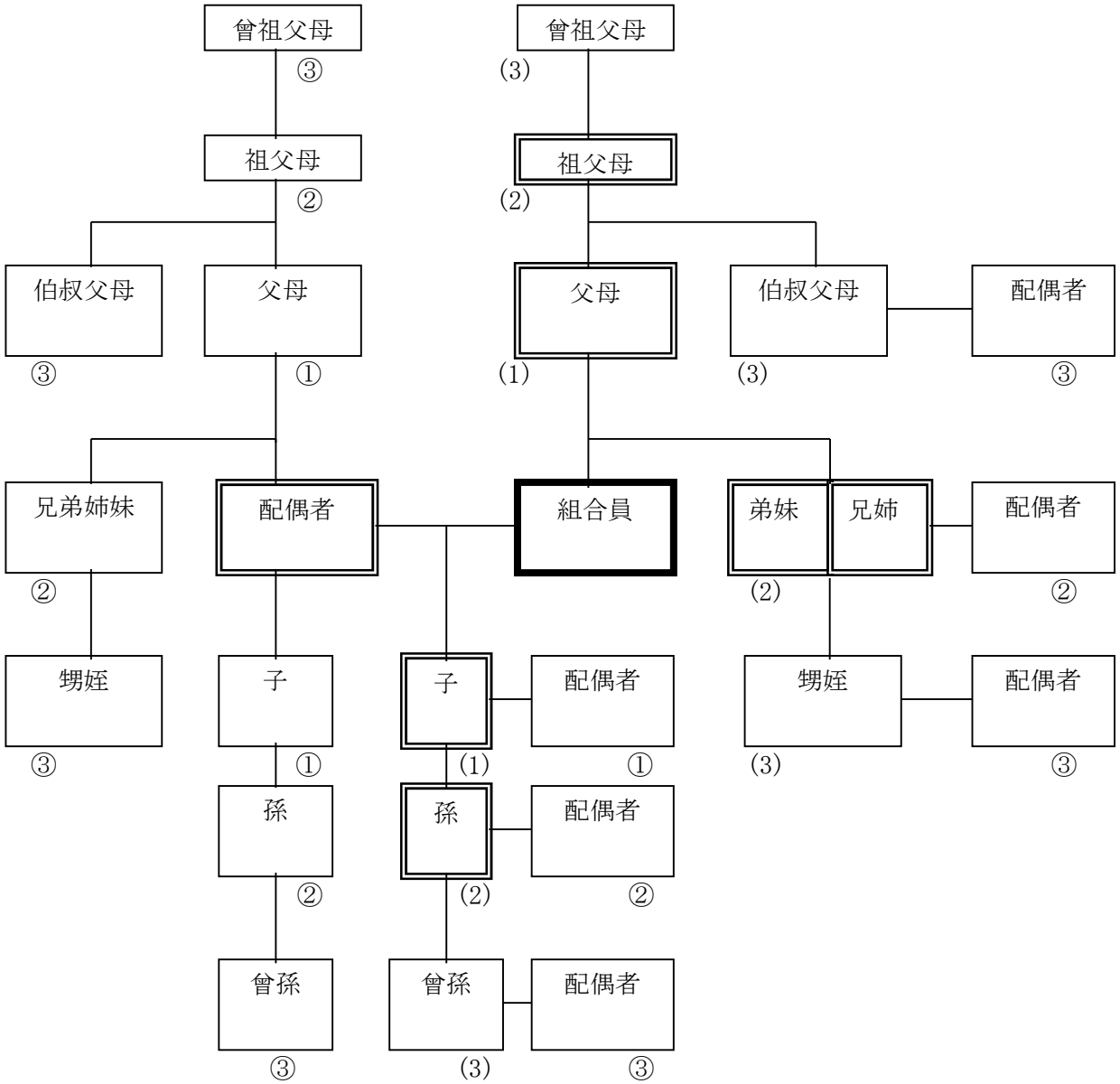
（１）組合員の配偶者（事実婚を含む)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

（２）組合員と同一世帯に属する者（組合員と生計を共にし、かつ同居している場合をいう。）で次に掲げる者

ア　三親等内の親族で、（１）以外の者

イ　届出をしていないが、組合員と事実上婚姻関係と同様の事情にある配偶者の父母及び子（その配偶者の死亡後におけるその父母及び子）

扶養親族の範囲

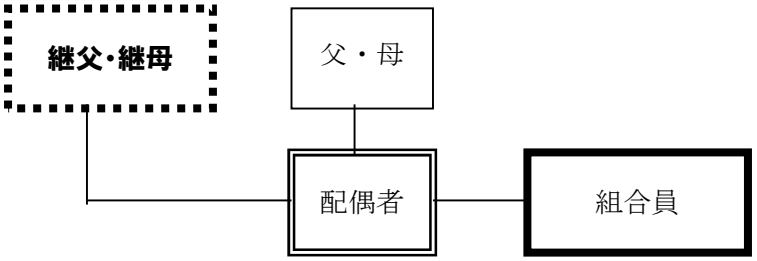


（注）１（　）内の数字は血族の親族を、〇内の数字は姻族の親族を表す。

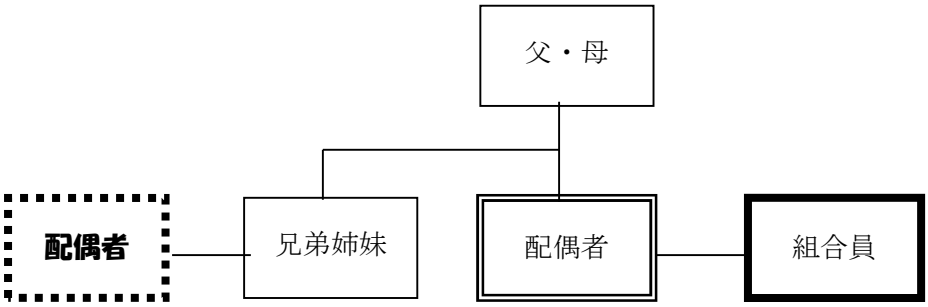
２ ▭ は同居を認定要件としない親族を、▭ は同居を認定要件とする親族を表す。

３次図において、破線▭のものは三親等内の親族に含まれません。

①組合員の配偶者の継父及び継母



②組合員の配偶者の兄弟姉妹の配偶者



ⅱ　組合員との生計維持関係

組合員が主たる生計維持者であることが要件です。なお、認定をうけようとする者が無収入又は限度額内の収入であっても、主たる扶養義務者が他におり、その者に扶養能力がある場合は、被扶養者として認定できません。

（１）組合員の他に扶養義務者がいる場合（扶養義務者については次項参照）

組合員の収入が、他の扶養義務者の収入より多いこと。組合員の収入が他の扶養義務者の収入よりも少ない場合、その差額が収入の多い方の１割以内でなければ認定できません。差額が収入の多い方の１割以内である場合は、届出により組合員の被扶養者とすることができます。

（２）被扶養者が別居の場合

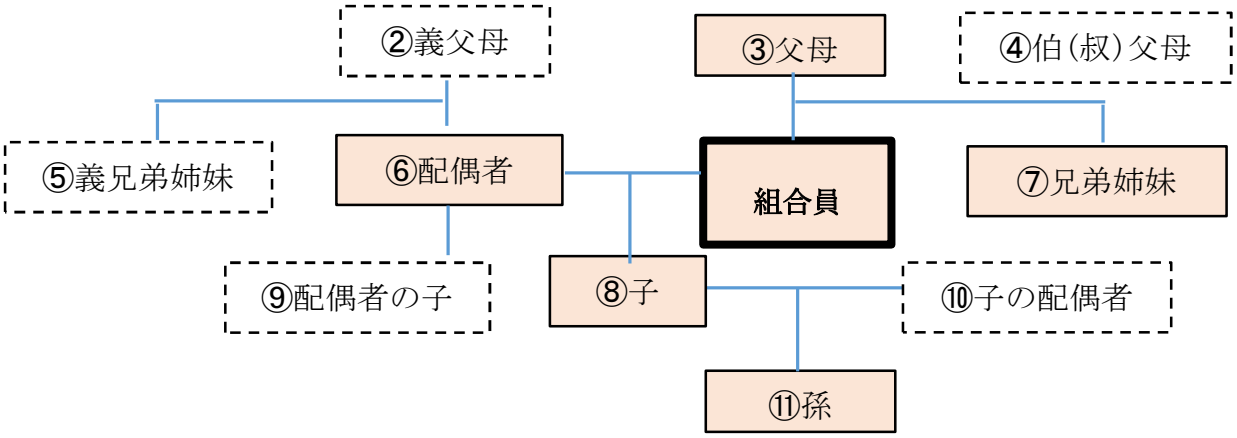
組合員からの送金額で、生計維持関係を確認します。「被扶養者の収入額と、組合員及び他の扶養義務者の送金額の合計」に占める組合員からの送金額の割合が３分の１以上必要です。

$$\text{組合員の送金額} \geqq \frac{\text{被扶養者の年間収入＋組合員からの送金額＋組合員以外からの送金額}}{3}$$

※送金の事実を預金通帳等の書面で確認でき、その写し等を提出できる送金方法に限ります。

現金手渡しは不可です。送金していない、または送金の事実を書面で確認できない場合は、認定できません。

ⅲ　扶養義務者について



　　の被扶養者は、**「組合員と同居」**が認定要件です。

被扶養者	組合員の他の「扶養義務者」
①祖父母	①の配偶者、③、④、⑦
②義父母	②の配偶者、⑤、⑥
③父母	③の配偶者、⑦
④伯(叔)父母	①、③、④の配偶者、④の子
⑤義兄弟姉妹	②、⑤（被扶養者）の配偶者、⑤（被扶養者以外の者）、⑥
⑥ 配偶者	組合員の他の扶養義務者は無し
⑦兄弟姉妹	③、⑦（被扶養者）の配偶者、⑦（被扶養者以外の者）
⑧子	⑥、⑩
⑨配偶者の子	⑥
⑩子の配偶者	⑥、⑧
⑪孫	⑥、⑧、⑩

被扶養者や扶養状況によって、表に記載のない扶養義務者がいる場合があります。

ⅳ　国内居住要件

原則、日本国内に住所（住民票）を有していることが要件です。

「日本国内に住所を有すること」については、住民基本台帳に住民登録されているかどうかで判断し、「住民票」が日本国内にある者は、原則、国内居住要件を満たしています。

なお、次の「国内居住要件の例外」に該当する場合は、証明書類等を添付することで被扶養者として認定することができます。

＜国内居住要件の例外＞

（１）海外において留学する学生

（２）海外に赴任する組合員に同行する者

（３）観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者

（４）組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者

（５）（１）から（４）までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる者

＜国内居住要件の例外（海外特例）に該当する場合の追加書類＞

①　海外において留学する学生	査証（ビザ）、学生証、在学証明書、入学証明書の写し
②　海外に赴任する組合員に同行する者	査証（ビザ）、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③　観光、保養又はボランティア活動、その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者（ワーキングホリデーでの渡航を含む※収入が限度額内である場合のみ）	査証（ビザ）、ボランティア派遣期間の証明書、ボランティアの参加同意書等の写し
④　組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤　①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基盤があると認められる者	日本国籍を有しない方で「医療滞在ビザ」や「観光・保養を目的とするロングステイビザ」で来日した場合は不可。

注）例外該当事由の番号の添付書類いずれか一つを、共済組合に提出してください。

外国語で作成された書類の場合は「日本語の翻訳文」が必要です。その際は、翻訳者の署名も必要です。

ⅴ　夫婦が共同で子を扶養する場合における主たる扶養義務者（共同扶養の場合）

（１）年間収入（過去、現時点、将来の収入等から向こう１年間の収入を見込んだもの）が多いほうの被扶養者とする。

（２）夫婦双方の年間収入の差額が年間収入の多い方の 1 割以内である場合、主として生計を維持する者の被扶養者とする。（組合員の年間収入が他の者より少ない場合でも、その差額が他の者の年間収入の１割以内である場合には、届出により組合員の被扶養者とすることができます。）

【夫婦とも公立学校共済組合の組合員の場合】

被扶養者とすべき者に係る扶養手当又はこれに相当する手当の支給が認定されている場合には、その認定を受けている者の被扶養者として差し支えない。

【配偶者が国民健康保険の被保険者の場合】

直近の年間所得で見込んだ年間収入を比較し、多い方を主として生計維持する者とする。

【育児休業を取得した場合】

主として生計を維持する者が育児休業（産前産後休暇を含む）を取得した場合当該休業期間中は、被扶養者の地位安定の観点から特例的に子を異動しないこととします。（扶養手当が支給停止となった場合でも、継続認定の手続きは不要ですが、子以外の被扶養者については、継続認定の手続きが必要です。）

ただし、復職した時点で、年間収入が逆転した場合は扶養替えの手続きが必要です。また、新たに誕生した子については改めて年間収入の比較が必要です。

【年間収入が逆転した場合】

年間収入の逆転に伴い被扶養者を取消す場合は、年間収入が多くなった者の方の健康保険組合が認定することを確認してから取消すこととします。取消日は配偶者側の認定日と同日となります。

vi　被扶養者として認められない者（被扶養者の認定取消事由ともなります。）

既に被扶養者として認定されている者でも、次のいずれかに該当する場合は、取消になります。

ア　就職等により、現に健康保険の被保険者又は共済組合の組合員である者。

イ　組合員及び被扶養者が後期高齢者医療保険制度の被保険者である者

ウ　その者について組合員と他の者が共同して同一人を扶養する場合において、社会通念上その組合員が主たる扶養義務者でない者。

エ　次の表のとおり収入限度額以上となる収入がある又は以上となる見込みがある者

<table>
<tr><th>対象</th><th colspan="3">収入の限度額(※２)</th><th>留意事項等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">○60 歳未満の者
（・19 歳以上 23 未満（組合員の配偶者を除く）の者を除く。
・障害年金が決定している者を除く。）</td><td>年額
（※１）</td><td>130 万円</td><td rowspan="3">未満</td><td>勤労収入等は、３か月連続で月額の「収入の限度額」を超過しない場合であっても、年額の「収入の限度額」を超過した場合は、超過した月の翌月から取消となります。

事業収入(※２)、年金収入は、年額で恒常的な収入を見込みます。

確定申告をしている場合は、届出年月日で認定・取消を行います。</td></tr>
<tr><td>月額</td><td>108,334 円</td><td>収入に変動がある場合は、３か月連続で月額の「収入の限度額」未満であること</td></tr>
<tr><td>日額</td><td>3,612 円</td><td>日額の「収入の限度額」以上の雇用保険を受給した場合は、受給期間で認定・取消を行います。</td></tr>
</table>

対象	収入の限度額(※２)			留意事項等
○19 歳以上 23 歳未満（組合員の配偶者を除く） 令和 8 年中は、誕生日が平成 16 年 1 月 2 日から平成 20 年 1 月 1 日までの者	年額 (※1)	150 万円	未満	勤労収入等は、３か月連続で月額の「収入の限度額」を超過しない場合であっても、年額の「収入の限度額」を超過した場合は、超過した月の翌月から取消となります。 事業収入(※２)、年金収入は、年額で恒常的な収入を見込みます。 確定申告をしている場合は、届出年月日で認定・取消を行います。
	月額	125,000 円		収入に変動がある場合は、３か月連続で月額の「収入の限度額」未満であること
	日額	4,167 円		日額の「収入の限度額」以上の雇用保険を受給した場合は、受給期間で認定・取消を行います。
○60 歳以上の者（※４） ○障害年金が決定している者（併給調整により支給停止の者を含む）	年額 (※1)	180 万円	未満	勤労収入等は、３か月連続で月額の「収入の限度額」を超過しない場合であっても、年額の「収入の限度額」を超過した場合は、超過した月の翌月から取消となります。 確定申告をしている場合は届年月日で認定・取消を行います。 年金収入は、年金の通知日で認定・取消を行います。(※３) 事業収入(※２)、年金収入、勤労等の合計額で恒常的な収入を見込みます。
	月額	150,000 円		収入に変動がある場合は、年額の収入限度額 180 万円から年金額を差し引き、残額を 12 分の 1 にした額が月額の「収入の限度額」となります。 ３か月連続で月額の「収入の限度額」未満であること
	日額	5,000 円		日額の「収入の限度額」以上の雇用保険を受給した場合は、受給期間で認定・取消を行います。 年額の収入限度額 180 万円から年金額を差し引き、残額を 360 分の１にした額が日額限度額となります。

※１　１月から１２月（暦年）や４月から３月（年度）で判断するのではなく、常に向こう１年の収入で判断します。ただし、事業収入については、確定申告により前年の収入が確定した時点で判断します。

※２　事業等の収入がある場合、共済組合では必要と認めない経費があります。

※３　年金収入は、年金のお知らせ（年金証書、年金額改定通知書、年金額決定通知書、支給額変更通知書等）の書面上の通知日において、向こう１年の収入に見込みが立ったとして認定・取消の審査を行います。

※４　民法上の誕生日の前日に年齢到達する旨の定めに基づき、６０歳の誕生日の前日から年額１８０万円未満が基準額となります。したがって誕生日の前日の属する月の収入額から月額 15 万円未満が基準額となります。(例) ５月１日生まれの者：4 月 30 日に 60 歳に到達することから、4 月分の給与から所得要件が月額 15 万円未満となる。

２　収入について

ⅰ　収入限度額について

収入限度額は実績ではなく見込額です。収入の日額、月額、年額が収入限度額以上となると見込まれる場合は認定できません。

また、年額とは暦年や年度ではなく、その扶養事由が発生した日以降 12 か月間の見込額です。

ⅱ　収入とみなされるものについて

収入とは、公的年金、個人年金、パート収入、アルバイト収入、事業収入、傷病手当金、雇用保険料等の将来にわたる全ての恒常的収入をいいます。

※交通費、諸手当は収入に含みます。

※「収入」とは、所得税法上の所得ではなく、被扶養者として認定を受けようとする者の認定日以降、1年間の恒常的収入（税額控除前）の総額をいいます。

※収入に含まれるもの（例）
給与（アルバイト、パート、日々雇用等・交通費等手当を含む）、報酬、雇用（失業）保険、訓練費、年金（厚生年金、共済年金、国民年金、基礎年金、遺族年金、障害年金、企業年金、個人年金、貯蓄型年金等）、年金生活者支援給付金、恩給、事業収入（農業、営業等）、不動産収入（家屋、駐車場等の賃貸）、株等の売却収入（全ての株を売却していない場合）、株等の配当金、分配金、利子（預貯金、有価証券等）、生活補助を目的とする奨学金、奨励金、修習資金（貸与も含む）、雑収入（原稿料、印税、講演料等）、傷病手当金、里親措置費、贈与（一回限りでないもの）養育費 等
全ての恒常的収入
※収入に含まれないもの（例）
退職金、不動産や株等を一回限りで全て売却した場合の収入、出産手当金、贈与（一回限り）等
一回限りの収入

※事業収入等の必要経費と認められない経費（例）
租税公課、旅費交通費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費
利子割引料、地代家賃（自宅の場合）、借入金利子、その他経費、雑費、貸倒引当金繰入
賃借料、専従者給与、青色申告特別控除額 等。
なお、ここに記載していない経費でも、審査の結果、必要経費と認められない場合があります。（原則、事業の収支に関わる科目以外は認められない経費になります。）

ⅲ　パート・アルバイト等の収入について

・雇用されたときから月額収入限度額以上となる給料の支給が決まっている場合や、雇用契約の日額、月の稼働日数から限度額以上となることが明らかな場合は、認定できません。既に被扶養者の認定を受けている方は、雇用されたときから認定が取消となります。

・雇用契約から収入月額が見込めない場合、3 か月の支払状況を確認してから認定できるかどうかを判断します。（収入減少の場合は、直近３か月の支払状況が月額収入限度額未満であることを確認します。）

・雇用期間が３か月以下であることが当初から明らかな場合は、月額収入限度額以上であっても、年額が年額収入限度額以上となるまでは認定できます。ただし、雇用期間が当初３か月以下であっても契約更新等で３か月を超える雇用期間になった場合は、契約更新等をした日が取消日になります。
・月額給与が変動する場合は、３か月連続して月額収入限度額以上となった場合は、年度収入限度額以上となる恒常的な収入が見込まれると判断し、４か月目の初日が取り消し日となります。３か月連続しない場合は、年額収入（暦年や年度ではなく 12 か月の合計額）が年額収入限度額以上となった月の給与支給日が取消日となります。
・収入には、通勤手当・ボーナスを含みます。（各月に割り振りはせず、支払いがあった月の収入とみなします。）

ⅳ　「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取り扱いについて

・組合員の被扶養者で一定の収入がない方の収入が増加した場合、被扶養者でなくなり、保険料負担が生じる分手取り収入が減少するため、これを回避する目的で就業調整をされる方がいます。こうした方が意識している収入基準が、いわゆる「年収の壁」と呼ばれています。
・「年収の壁」への対応策として次の手続きを取ることでその他の被扶養者認定要件を満たしていれば被扶養者として認定します。

ア　対象者

雇用契約により本来想定される年間収入が被扶養者の収入限度額未満であるが、事業主の人手不足等の事情に伴う一時的かつ他律的な収入変動により、収入限度額を超過した方。
※本取扱はフリーランスや自営業者など特定の事業主と雇用関係にない場合については対象となりません。

イ　提出書類

（給付様式第 2-8 号）被扶養者の収入確認に当たっての「一時的な収入変動」に係る事業主の証明書

ウ　手続きのタイミング

① 特別認定の被扶養者が要件確認調査で認定継続手続きを行うとき（検認時に提出をしていただきます。一時的な収入変動によって収入限度額を超過した時点では提出は不要です。）
※検認時に「退職後のため事業主証明が受け取れない」「事業主証明期間が収入限度額超過期間と異なる」等、事業主証明により本取扱の対象となることが確認できない場合は、収入限度額を超過した時点に遡って認定取消となります。

② 新たに被扶養者の認定手続きを行うとき（特別認定による新規認定）
雇用契約により本来想定される年間収入が被扶養者の収入限度額未満であるが、一時的な収入変動によって収入限度額を超過している方を新たに被扶養者として認定をする場合は、提出してください。

③ 一般認定の被扶養者で扶養手当が支給停止となったが、被扶養者の継続認定手続きを行うとき。
・扶養手当が支給停止となった際にただちに提出してください。事業主証明を提出することで扶養手当が継続する場合は、共済組合への手続きは不要です。

エ　対象回数

連続する２回までが対象です。
共済組合に１回証明書を提出するごとに１回とカウントし、年度等の区切りは設けていません。

（例１）
４月の新規認定時に１月～３月の事業主証明を提出（1 回目）
10 月の検認時に 4 月～１０月の事業主証明を提出（２回目）
11 月・12 月・1 月の上限額が超過していた場合、２月で取消。
（例２）
４月の新規認定時に１月～３月の事業主証明（Ａ社）を提出（1 回目）
10 月の検認時に 4 月～１０月の事業主証明（Ｂ社）を提出（2 回目）
11 月・12 月・1 月の上限額が超過していた場合、２月で取消。

また取り消し後、再認定した後、取消前の同じ事業所から事業主証明が提出された場合、恒常的に収入超過する状態であると判断できるため、再度取消となります。（再認定後の同じ事業所からの事業主証明は本取扱の対象外になります。）

オ　一時的な収入変動について

一時的な収入変動の要因としては主に時間外勤務手当や繁忙手当等が想定されます。基本給が上がった場合や恒常的な手当が新設された場合など、今後も引き続き収入が増えることが確実な場合は、一時的な収入変動とは認められません。

ついては下記ア～ウを満たす場合に限り、一時的な収入変動と認められることとします。

(1)　事業主証明書の「①雇用契約により本来想定される年間収入」が年額収入限度額未満であること。
(2)　事業主証明書の「②人手不足による労働時間延長等が行われた期間」に収入限度額を超過した期間が含まれていること。
(3)　事業主証明書の「③上記②の期間における当事業所での労働による収入額」が給与明細等に記載された支払額と一致しているか、又は矛盾がないこと。

ｖ　労働契約内容によって年間収入が基準額未満であることが明白である場合の被扶養者の認定における年間収入の取り扱いについて

労働契約段階で、労働契約で定められた内容から明らかに見込まれる年間収入を用いて、被扶養者の認定を行うことができます。

「労働条件通知書」等の労働契約内容が分かる書類に記載された賃金（交通費、諸手当含む）から見込まれる年間収入が収入限度額未満であり、他の収入（年金収入や事業収入等給与以外の全ての恒常的収入）が見込まれず、かつその他の認定要件を満たしている場合には、被扶養者に該当するものとして取り扱います。

ア　対象者

給与収入のみである被扶養者で、労働契約において時給・所定労働時間・所定労働日数等が明確に定められている場合であって、契約期間が１年以上の「通知書」を提出できる方。

以下の方は対象外です。

・通知書がない方
・通知書に記載された労働契約内容では年間収入を算出できない場合

例えば、パート、アルバイト等のように「シフト制」によるといった労働時間の記載が不明確な場合、契約期間が１年に満たない場合等

・給与収入以外にその他の収入（年金収入や事業収入）がある方
・複数事業所で勤務している場合には、提出された「通知書」のいずれかにおいて、労働契約内容による年間収入を計算できない場合。（一部の事業書の「通知書」しか提出がない場合も含む。）

イ　概要

新規認定時において、「通知書」を確認し、当該通知書に記載された賃金から見込まれる年間収入（時給・所定労働時間・所定労働日数等を用いて算出した年間収入の見込額）が収入限度額未満である場合には、原則として被扶養者として認定します。

・新規認定後１年間はその他の認定要件を満たしていれば、認定継続が可能です。ただし下記に該当する場合は、認定後１年以内であっても収入確認を行います。

（１）労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合
（２）新規認定時とは異なる労働契約を新たに結んだ場合（別の事業所で働き始めた場合や、同一の事業所において追加の労働契約を結んだ場合）
（３）新規認定以降に給与以外の収入を得ることとなった場合

ウ　新規認定１年経過後の要件確認時

新規認定１年経過後の実際の年間収入と認定時に見込んだ年間収入に乖離があり、実際の年間収入が収入限度額以上であれば、原則として認定取消となります。

ただし、当初想定されなかった臨時収入により結果的に実際の年間収入が収入限度額以上となった場合には、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合は、これを理由として被扶養者の認定を取消すことはありません。

エ　提出書類

被扶養者申告書とあわせて提出書類一覧の雇用契約書で認定を希望する者欄の書類を添付して提出してください。

vi　自営業等の事業収入について

自営業、不動産等の事業収入は、確定申告を行うことによって前年の収入が確定します。そのため、事業収入がある者を被扶養者として認定または取消をするときは、原則として確定申告を行った日で行います。ただし、明らかに収入限度額以上となることが見込まれる場合は事由発生日が取消日となります。（相続による場合は相続の発生した日となります。）

なお、控除対象となる「必要経費」は確定申告における税法上の控除対象とは異なります。

※事業収入等の必要経費と認められない経費（例）
租税公課、旅費交通費、広告宣伝費、接待交際費、損害保険料、減価償却費、福利厚生費
利子割引料、地代家賃（自宅の場合）、借入金利子、その他経費、雑費、貸倒引当金繰入
賃借料、専従者給与、青色申告特別控除額 等。
なお、ここに記載していない経費でも、審査の結果、必要経費と認められない場合があります。（原則、事業の収支に関わる科目以外は認められない経費になります。）

・事業収入等がある方の年間収入については今後の見込が立てられないため、確定申告を行った日で年間収入が確定すると考えます。そのため、収入超過している確定申告を行ったあとの年度途中では認定できません。
・事業等を廃業したことにより認定を希望する場合は、税務署に届出を行った廃業届の写しを添付して提出してください。廃業日の翌日が事実発生日になります。

・確定申告を行った日が確認できない場合は、認定にあっては確定申告受付期間の末日を、認定取消にあっては当該期間の初日に行われたものとして取り扱います。
・事業所得と給与収入がある場合は、（年額上限額―事業収入）÷１２＝給与の月額上限額として、判断します。

ⅶ　公的年金等の収入について

公的年金等とは、共済年金、厚生年金、国民年金、障害年金、遺族年金、恩給、扶助料、個人年金等を指します。
・障害年金（年金生活者支援給付金含む）遺族年金は非課税ですが、恒常的収入に含まれます。
・個人年金については、必要経費控除前の金額が収入額になります。ただし解約等により一時金として一括して受け取る場合は恒常的な収入とはみなしません。
・年金収入については、介護保険料や所得税が引かれる前の年金額決定通知書や年金額改定通知書に記載された額が収入となります。
・父母等で、配偶者の死亡により遺族年金を受給する場合は、収入金額が超過する場合がありますのでご注意ください。
・パート・アルバイト等の給与収入があり、年金を受給している場合の月額上限額の計算については、（１８０万円―年金額）÷１２＝月額上限額となります。

ⅷ　雇用保険・傷病手当金の受給について

雇用保険の失業給付を日額収入限度額以上受給中の者は、被扶養者として認定できません。また、傷病手当金についても日額収入限度額で判断し、振込があった日や月の収入ではなく、対象期間の収入としてみます。
なお、失業給付を一時金として一括で受給する場合は収入とみなしません。
※失業給付の収入は日額で判断します。給与収入があり、失業給付を受給している場合は給与を 30 で除し給与日額を算出し、日額上限額から給与日額を引いたものが、雇用保険の日額上限になります。
・60 歳以上の者又は障害年金が決定している者は５千円未満、19 歳以上 23 歳未満の者(配偶者を除く)は 4,167 円、それ以外の者は 3,612 円が日額上限額になります。
・職業訓練校から支給される訓練手当も収入とみなします。

ⅸ　株等の収入について

・株の配当金については収入とみなします。年に 1 回程度支給されるものでも、恒常的に支給される場合は収入とみなします。
・特定口座で源泉徴収ありを選択し、確定申告を行っていない場合は、「特定口座年間取引報告書」をもって収入を判断します。年間限度額以上であることが判明した場合は、「特定口座年間取引報告書」の受領日（作成日）が取消日となります。
・確定申告を行っている場合は、「確定申告書」及び「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」をもって判断します。年間限度額以上であることが判明した場合は、「確定申告書」を提出した日が取消日となります。

口座の種類	源泉徴収の有無	年間取引報告書	確定申告
特定口座	有	有	不要
	無	有	必要
一般口座	-	無	必要

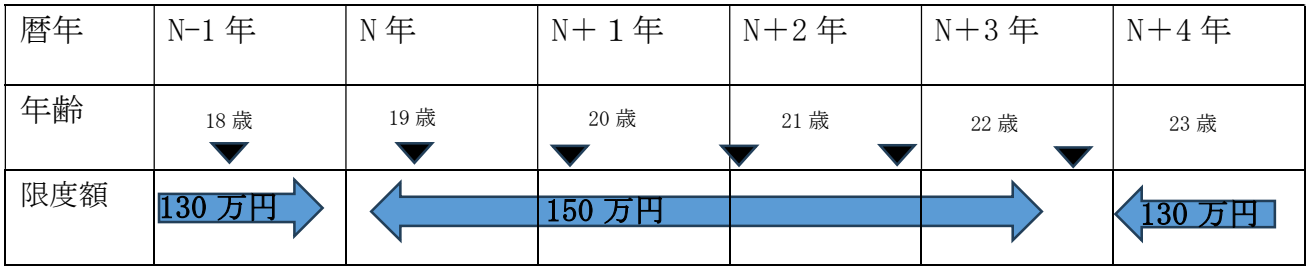
・株等の譲渡収入については、必要経費は取得価額のみ対象になります。取得価額に証券会社等に支払う売却手数料は含めず、取得時にかかる取得手数料は含めます。
・株等の譲渡収入については、認定しようとする前年（１月～１２月）の譲渡収入により認定の可否を判断します。（事業所得者等と同様の取り扱い）
・保有している株等をすべて売却した場合は一時所得とみなし、売却した日以降収入はないものとみなします。ただし、全ての株等を売却することが１年間で複数回行われた場合は、一時的な所得とみなしません。
・株等を保有している被扶養者の株等の譲渡収入がマイナスとなり、他の所得があった場合、事業所得者等と同様に、株等の譲渡収入についてはゼロとして通算します。
・株等の譲渡収入で損失があり、翌年度以降に繰り越しできる損失については考慮することなく、あくまで当年の譲渡収入で判断します。

３　年齢（19 歳以上 23 歳未満）に関する留意事項

年齢要件（19 歳以上 23 歳未満）の判定は、その年の 12 月 31 日現在の年齢で判定します。

例えばＮ年 10 月に 19 歳の誕生日を迎える場合には、Ｎ年（暦年）における年間収入要件は 150 万円未満となります。なお、民法の規定により、年齢は誕生日の前日において加算することから誕生日が 1 月 1 日である者は 12 月 31 日において年齢が加算されます。

（参考）
18 歳の誕生日を迎える年
　年額 130 万円未満、月額 108,334 円未満、日額 3,612 円未満
19 歳の誕生日を迎える年から 22 歳の誕生日を迎える年
　年額 150 万円未満、月額 125,000 円未満、日額 4,167 円未満
23 歳の誕生日を迎える年以降
　年額 130 円未満、月額 108,334 円未満、日額 3,612 円未満



４　要件確認調査における被扶養者の継続または取消

扶養手当が支給されていない者（特別認定）については、毎年秋ごろ要件確認調査を行います。（検認事務）検認事務については被扶養者の収入状況等被扶養者としての要件を満たしているかを確認するために行います。

被扶養者認定後も、常に被扶養者の収入や居住状況等を把握し、収入の確認できる書類等を検認事務の際に提出できるようご準備をお願いします。

要件を欠いている場合や手続きが行われない場合、遡って医療費等の返還をしていただくことがあります。

また、認定要件を欠いた際は検認事務を待たず、速やかに取り消し手続きを行ってください。

（例）

・被扶養者が社会保険加入となったとき
・被扶養者の収入が年間上限額以上となったとき、また以上となることが見込まれたとき
・被扶養者の収入が３か月連続で月額上限額を超過したとき

第 11 章　被扶養者に関する手続き

組合員は、被扶養者の認定・取消に際し、次の（ア）から（ウ）に該当する場合は、遅延なく被扶養者申告書及びその他必要書類をすべて整え、所属所長を経て共済組合に提出してください。

（ア）新たに組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合（新規採用者、他共済からの転入者等）
（イ）組合員に新たな被扶養者の要件を備える者が生じた場合
（ウ）被扶養者がその要件を欠いた場合

提出する際は、所属所で提出書類一式の控えをとってください。また、後日追加書類を提出する場合は、被扶養者申告書の控えを表紙として提出してください。

１　被扶養者の認定

被扶養者の認定は、要件を備える事実が生じた日から、30 日以内に所属所へ届出をすることにより、事実が生じた日から認定することができます。

しかし、30 日以内に届出をしなかった場合は、所属所がその届出を受けた日（被扶養者申告書の所属所の文書受付印の日付※）からの認定となります。

また、被扶養者に係る給付も認定日以降に発生した分からとなります。

※任意継続組合員については共済組合の文書受付印の日付

・所属所受理日からの認定となる場合は、認定を受けるまでの期間について、国民健康保険等に加入する必要があります。
・共済組合に到着後、書類不備があったため書類の再提出等を求めた場合でも、最初に受理した所属所の文書の受付印の日付をもって処理します。

・被扶養者として認定されるまで共済組合の資格で医療機関を受診することはできません。認定されるまでの間に前に加入していた健康保険組合の資格で医療機関を受診してしまった場合、医療費の返還請求が行われる場合があります。後日、医療費の返還請求があった場合は、前の健康保険組合に返還した領収書と医療機関が発行したレセプトを給付様式第 9-1 療養費・家族療養費請求書（国内用）に添付し、所属所経由で共済組合に請求の手続きを行ってください。

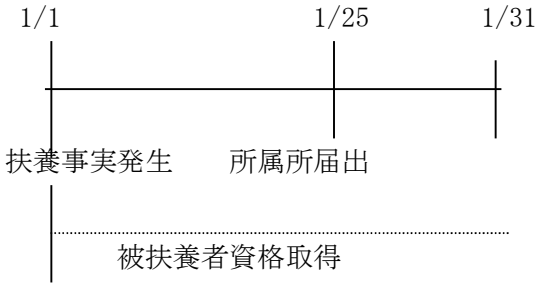
【認定日一覧】

認　定　事　由	続柄	要件を備えた日	認　定　日
出生	子	出生の日	出生の日
扶養替え	―	扶養替えの日	扶養替えの日
結婚	配偶者	結婚の日	結婚の日
退職	―	退職日	退職の翌日
雇用保険満了	―	雇用保険支給終了日	雇用保険支給終了日の翌日
前の扶養者の死亡	子供等	前の扶養者の死亡日	前の扶養者の死亡日の翌日
前の扶養者との離婚	―	離婚届出の日	離婚届出の日
組合員の資格取得	―	資格取得の日	資格取得の日
組合員の他共済からの転入	―	転入の日	転入の日

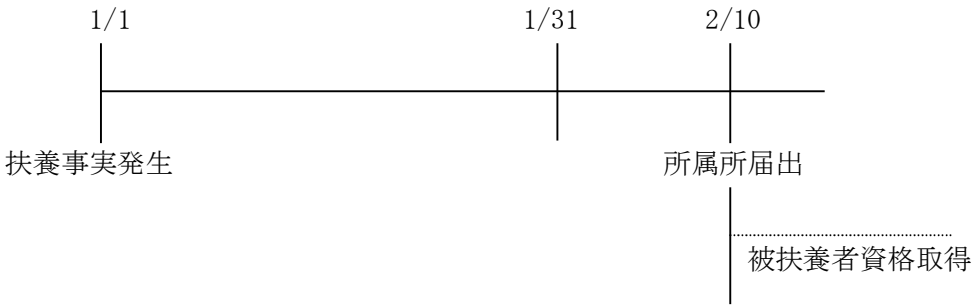
※　要件を備えた日から 30 日を経過して届出された場合は、届出日に係わらず所属所が受理した日が認定日となります。

事　例

ア　30 日以内に届出＝事実発生日（１月１日）から認定



イ　30 日を越えて届出＝届出日（２月 10 日）からの認定



２　被扶養者認定の種類

(1)　一般認定　原則、給与条例上の扶養親族として認定されている（扶養手当が認定されている※１）者の認定

(2)　特別認定　(1)以外の者の認定

(3)　継続認定　原則、(1)の者が(2)、または(2)の者が(1)となった場合の認定

(1)から(3)のいずれの認定の場合も、被扶養者の認定要件を満たすこと及び認定理由に沿った確認書類の提出が必要です。

なお、申告書等の日付（申請日、所属所文書受付日、申立日等）は、事実発生日以降とし、事実発生日以降速やかに提出してください。

※組合員の新規資格取得（採用・転入等）に伴う認定の場合は、事前の手続が可能

※１　扶養手当の認定については、任命権者によって基準が異なります。詳細については各任命権者にお問い合わせください。扶養手当が支給されない例は以下のとおりです。

（例）

・組合員が会計年度任用職員、再任用職員である
・被扶養者が配偶者以外で 22 歳の年度末を経過している
・被扶養者が（配偶者を除く）19 歳以上 23 歳未満で収入が 130 万円以上である
・被扶養者が 60 歳以上で、収入が 130 万円以上である

３　一般認定者（扶養手当が認定されている者）の提出書類

（１）被扶養者申告書【一般認定用・扶養手当が認定される者】（給付様式第 2－1－1 号）
給与事務担当者の扶養手当支給証明印が必要です。

（２）添付書類（提出書類一覧【一般認定用・扶養手当が認定される者用】 参照）

・事由発生日が月途中であったため、扶養手当の認定が翌月からとなった場合も、事由発生日から認定することができます。（事由発生日から 30 日経過して所属所が受け付けた場合を除く。）

・扶養手当を申請中の場合も扶養手当支給状況の欄に証明いただいても差し支えありませんが、扶養手当が認定されなかった場合は、認定時まで遡って資格取り消しになります。特別認定の要件を満たしている場合は、改めて特別認定者として手続きをお願いします。

４　特別認定者（扶養手当が認定されていない者）の提出書類

（１）被扶養者申告書【特別認定用・扶養手当が認定されない者】（給付様式第 2-1-1 号）

（２）添付書類（提出書類一覧【特別認定・扶養手当が認定されない者用】 参照）

５　認定処理後の送付書類について

・共済組合で認定の処理が終わると、以下の書類を所属所宛にお送りします。書類に不備等がなければ、共済組合に到着後３日以内に処理を行います。（別途、送付のための日数を要します。また繁忙期を除きます。）

≪被扶養者申告書の資格確認書要否欄にチェックがあった場合≫
・資格確認書＋資格情報のお知らせ
≪被扶養者申告書の資格確認書要否欄にチェックがなかった場合≫
・資格情報のお知らせ
※マイナンバー連携が完了次第送付します。マイナンバー連携については、共済組合の処理完了後、２週間程度かかります。

６　継続認定者の提出書類

（１）　被扶養者申告書【一般認定用・扶養手当が認定される者】（給付様式第 2-1-1 号）
　　または被扶養者申告書【特別認定用・扶養手当が認定されない者】（給付様式第 2-1-1 号）

（２）　添付書類（提出書類一覧【継続認定用（一般認定に変更する・扶養手当が認定される者】
　　または【継続認定用（特別認定に変更する・扶養手当が認定されない者】参照）

７ 被扶養者の認定取消について

被扶養者の認定を受けている者がその認定要件を欠いたときは、速やかに認定取消しの届出をしてください。

取消し事由の生じた日以後誤って給付を受けたときは、給付金の返還が必要になります。

（１）認定取消しの事由

①　就職等で他の健康保険の被保険者になったとき
②　所得限度額を恒常的に超過したとき
③　組合員以外の者が主たる扶養者になったとき
④　同居が要件とされている被扶養者が別居したとき
⑤　65 歳以上 75 歳未満の被扶養者が後期高齢者医療広域連合から障害認定を受け、後期高齢者医療の被保険者になったとき（75 歳到達により後期高齢者医療の被保険者になったときは、届出の必要はありません。）
⑥　死亡したとき
⑦　その他

（注）一般認定者が、扶養手当の支給要件を欠いたため扶養手当が支給されなくなった場合は原則として認定取消しとなります。

ただし、次の場合は、特別認定者として認定を継続することができます。

- 子等で 22 歳到達後の４月から、扶養手当の支給が終了したが特別認定の要件を備えている場合
- 60 歳以上の配偶者等が公的年金を受給することとなったため、扶養手当の支給が終了したが、特別認定の要件を備えている場合（年間の収入額の合計は 180 万円未満、月額 15 万円未満）
- その他、共済組合が適当と認めた場合

（注）「19 歳以上 23 歳未満」で年額 150 万円未満の収入要件で認定を受けた者が「23 歳」になった場合、収入要件は再び年額 130 万円未満に戻ります。

（２）提出書類

① 被扶養者申告書【取消用】（給付様式第 2-1-2 号）

② 添付書類（提出書類一覧【取消用】 参照）

※ 特別認定者の取消は、検認または特別認定日以降取消日までの収入確認書類が必要です。

※ 他の健康保険に加入するために、資格喪失（取消）証明書が必要な場合は、被扶養者申告書【取消用】の「資格喪失証明書の発行」欄の「必要」にチェックを入れてください。

（注）１ 就職による取消の場合、採用通知書（内示書）など事由発生前に発行された書類は確認書類としては認められません。

２ 収入超過による取消で、取消日の判断が難しい場合は、月々の総支給額等の金額がわかる明細等を御用意の上、給付グループまでお問い合わせください。

３ 65 歳以上 75 歳未満の被扶養者のうち後期高齢者医療広域連合の障害認定を受け、後期高齢者医療の被保険者となった方が対象です。